

秦・漢時代の庶民の識字

濱川 栄

はじめに

近年陸統と発見されている膨大な出土資料からは、秦・漢時代の法制、習俗、宗教など、伝世文献には見られないさまざまな情報を得ることができている。そうした情報のなかには、当時の識字状況をうかがわせるものもある。そのため、最近になってそうした資料に依拠しながら秦・漢時代の識字状況に言及する論考が増えている。¹⁾

しかし、出土資料はあくまでも時期・場所が限定された形で地下に保存され、たまたま今日我々の眼に触れる機会を得たものに過ぎず、そこから得られる識字に関する情報はどうしても断片的なものにならざるをえない。確かに、居延漢簡・睡虎地秦簡・張家山漢簡・里耶秦簡などの法制・行政資料か

ら、今日では秦・漢時代の文書行政の実態が相当程度把握できる状態となり、今日のそれに匹敵するほどの徹底ぶりが見られるようになったことから、少なくとも官吏となった者には一定以上の識字能力があったことは確実に言える状況になった。

しかし、それでは官途に就かない、もしくは就き得ない境遇の一般庶民の識字能力はどれぐらいであったのだろうか。当時の庶民の識字状況をより一般的・普遍的な形で知らせるような情報は、むしろ出土資料よりも伝世文献の方に潜んでいるものと思われる。しかし、秦・漢時代の庶民の識字状況〔庶民〕の定義は難しいが、ここでは官途に就かなかった、もしくは結果的には就いたとしても、本来であればそれが望み得ない境遇にあった人々、としたい〕を考察した研究例はほとんど見あたらない。それは、「庶民は読み書きができた」という漠然とした通念が存在しているからであろう。

しかし、本当に当時の庶民は文字の読み書きができなかったであろうか。本稿は、出土資料から得られる情報も参照しながら、主として伝世文献の情報を再吟味することで、秦・漢時代における一般庶民の識字状況について理解を深めようとするものである。

一、出土資料からうかがえる秦・漢時代の庶民の識字状況

世界のあらゆる文字の中でも漢字が特に習得の難しい文字であることは疑いない。富谷至氏は以下のように述べている。

世界の言語の中でも漢字は、習得が難しい言語である。表音ではなく、表意文字であることから、画数がおおく、文字の数もわずかに二六字のアルファベットとは比べものにならない。畢竟、識字率も他の言語をつかう国家、民族とくらべて低くなる。識字率の低さは、漢字を母国語とする中国の人口の多さが、拍車をかけることになる。漢字が誕生したのは、いつのころかはさておき、三〇〇〇年近くこの文字を使ってきた中国社会は、実は漢字の難解さ、識字学習の難しさによる識字率の低さを帝国支配の有力な具として利用してきたのだと私は考えている。士大夫という社会の一握りの知識人階級、彼らはべつに「読書人」ともよばれるように、文字を書け、

書物を読む階級であり、社会の指導者、エリートとして政治を担当し、文字の読めない非知識人を教導（支配）してきたのである。かかる社会において、士大夫階級が自分たちの特権的立場を維持していくには、漢字は誰にでも習得できるものであってはならないのだ。

以上の見解は、秦・漢時代に限らず伝統中国における識字状況について我々が一般的に抱いている認識を代弁したものと³⁾言える。歴史時代、特に古代においては、漢字に限らずあらゆる文字が特定の階級・一部の人間による権力保持のために独占されたのであり、庶民への文字の普及などは考えられもしなかった、というのが一般的な認識と言えるであろう。⁴⁾

しかし、漢字の難解さにもみ識字率の低さの原因を求めることはできない。中国政府の公式発表によれば、中華人民共和国成立以前の非識字率は八〇パーセントだったとされる。その点について大原信一氏は、

ごく最近まで中国の文盲率がこれほど高かった原因について、漢字使用にその責任があるとする意見が内外に少なくなかった。中国政府は、階級社会において人民に教育の機会が与えられていなかったことこそ高い文盲率の原因だとする。たしかに、漢字特有の複雑さのために、文字にかなする知識がひろく行きわたらなかつたと言う考えは、一理あるかにみえるが十分な検証が成されたわけではない。インドのように、幾世紀にもわたって表音

文字の体系をもちながら、中国と変わらぬ高い文盲率をしめす場合があるし、また日本のように複雑な文字体系をもちながら、文字知識が普及している例もある⁵⁾。

とし、中国の非識字率の高さの原因を漢字の難解さにのみ求める見方を戒めている。

たしかに、少なくとも中国古代の秦・漢時代に関する限り、上述のような「一般常識」が必ずしもあてはまらないのではないかと疑わせるような情報が近年の出土資料からも得られるようになった。最も注目すべきものは、湖北省雲夢睡虎地のいわゆる四号秦墓から出土した二枚の木牘である。これは秦の中国統一の二年前（前二三三年）に、対楚戦争に従軍していた二人の兄弟の兵士（「黒夫」と「驚」）が恐らく同母の兄弟と思われる墓主（一枚目では「中」、二枚目では「衷」）になっているが同一人物であろう）に宛てた手紙で、母に衣服や金銭の送付を依頼している。以下に適宜句読点などを補いながら、その全文を挙げておこう。なお、二枚目の木牘は下部が破損しており、そのため字句がかなり欠けている。

（一枚目）

二月辛巳、黒夫・驚敢再拜問中、母母恙也。黒夫・驚母恙也。前日黒夫与驚別、今復会矣。黒夫寄益就書曰、遺黒夫錢、母操夏衣來。今書節（即）到、母視安陸絲布賤、可以為禪裙襦者、母必為之、令与錢偕來。其絲布貴、徒

〔「に」〕錢來、黒夫等直佐淮陽、攻反城久、傷未可智（知）也。愿母遺黒夫用勿少。書到皆為報、報必言相家爵來未來、告黒夫其未來狀。聞王得苟得（以上正面）

母恙也。辞相家爵不也。書衣之南軍母……不也。為黒夫・驚多問姑姑、康樂孝須（須）故術長姑外内……為黒夫・驚多問東室季須（須）苟得母恙也。為黒夫・驚多問嬰記季事可（何）如。定不定。為黒夫・驚多問為夕陽呂嬰・函里聞誤丈人得母恙……矣。驚多問新負・嬰得母恙也。新負勉力視瞻丈人、母与……勉力也。（以上背面）

（二枚目）

驚敢大心問衷、母得母恙也。家室外内同……以衷、母力母恙也。与従軍、与黒夫居、皆母恙也。……錢衣、愿母幸遺錢五・六百、縹布謹善母下二丈五尺。……用垣柏錢矣、室弗矣、即死矣。急急急。驚多問新負・嬰皆得母恙也。新負勉力視善而老……（以上正面）

驚遠家故、衷教詔嬰、令母敢遠就若取新（新）、衷令……聞新地城多空不実者、且令故民有為不如令者実……為驚視祀、若大發（廢）毀、以驚居反城中故。驚敢大心問姑姑（姊）、姑姑（姊）子産得母恙乎。新地入盜、衷唯母（母？）方行新地、急急。（以上背面）

これまでのところ中国史上最古の私信の現物といふこと⁶⁾

も注目される資料であるが、当時の口語を含んだと思われる独特の文体は相当に難解であり、解釈が分かれる部分も存在する⁽⁷⁾。しかし、おおむね以下の内容を示す書信であることは異論がないところであろう。

まず一枚目について。黒夫と驚という二人の兵士が秦兵として従軍し、淮陽で楚の残党と戦っていた。彼らは一時離ればなれになったが、現在は再びいっしょにいるという。以前も手紙で「益就」という人物に金銭と夏服を送るよう頼んでいたが⁽⁸⁾、今回はさらに「中(衷)」を通じて母に肌着、またはその購入に充てる金銭を送ってもらいたいと頼んでいる。

母らが住む故郷の安陸(現湖北省雲夢)⁽⁹⁾で布が安く手に入るなら入手して衣服を作って送ってほしいが、もし高価だったらこちら(淮陽)でどうにかするのでその分のお金を送ってほしい、という。冒頭に「二月辛巳」の日付があるので春先に書かれた手紙と理解されるが、夏まで戦争が長引くことを覚悟しての要求であろうか。その後は、自分たちがまだ負傷はしていないこと、黒夫はまだ爵を得ていない(つまり戦功を挙げている)ことを知らせ、「王得」「荀得」は爵を持つてきたかどうかをたずね、「康榮」「故術」「長姑」「嬰記」「呂嬰」「丈人」「新負」「嬰」などの人々の安否をたずねている。

次に二枚目について。こちらは驚から「衷」に宛てた手紙である。日付はない。まず母や家族の安否をたずね、自分が

黒夫とともにいて元気でいることを伝えている。続いて母に錢「五、六百」・布「二丈五尺」とより具体的に金品の仕送りを求め、それらが届かない場合は「即死」するとして「急急」⁽¹⁰⁾とせかしている。前線の兵士たちが故郷からの仕送りに依存していた事実がうかがえる。また、「新負」「嬰」「姑稀(姊)」「産」という名の人々の安否を尋ねているが、一枚目にも見えている「新負」「嬰」はどうやら驚の妻と娘のようである。また、新占領地と思われる「新地」という地名が見え、そこでは住民が逃亡したあとに罪人を移住させており、盗賊が発生していることなどが読み取れる。

さて、本稿で特に問題としたいのは黒夫・驚がどのような社会階層に属していたか、である。いわゆる「睡虎地秦簡」が出土した十一号墓の墓主・喜については、秦簡の内容のみならず副葬品の種類・墓の規模などからも県の令史まで勤めた人物にふさわしい経済力と社会的地位を保持していたことは疑いない。一方、黒夫・驚の書信の受取人であり、彼らの兄弟と考えられている衷(中)の墓とおぼしき四号墓は、規模も小さく、副葬品も少ない。したがって十一号墓の喜に比べて明らかに社会階層が低かったと思われる。黄盛璋氏は一枚目の書信に見える「丈人」「妻の父」の意もある⁽¹¹⁾、二枚目の書信に見える「両老」を驚の妻である「新負」の両親とし、そこから驚を「贅」(婿養子)と断じ、『史記』卷六八商君列伝の「民に二男以上有りて分異せざる者は、其の賦を倍

す」と『漢書』卷四八賈誼伝の「秦人、家富みて子の壮たれば則ち出分し、家貧しくて子の壮たれば則ち贅に出す」等の史料を引いて驚が一般士卒よりも低い立場にあったものと推察している¹³。つまり黒夫・驚・衷(中)、および書信に登場する人々は、経済的にも社会的にも特段恵まれた階層ではなく、いわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われるのである。

もちろん、書信が代筆された可能性を完全に否定しうる証拠はない。しかし、緊迫した戦場において純然たる私信の代筆を他人に依頼するのは困難であろう。また仮に「代書屋」のような存在が代筆したものとすれば、もう少し洗練された文章になるのではないだろうか。思いつくままに家族・知人の名を挙げてその都度安否を尋ねるようなぎこちない書きぶりや、「急急急」と読み手をせかすような直裁な表現は、この二つの書信が黒夫と驚の直筆に成るものであることをうかがわせるに十分である。松崎つね子氏も「手紙文を読むかぎり、息子、母ともに手紙の交換を普通の事とする人物のよう¹⁴に思える」としている。『庶民』たる黒夫・驚、及び衷(中)はこうした書信を書きこなす程度の識字能力を有していたのである。

一方、秦・漢時代の官僚機構は徹底した文書行政を行っていたため、少なくとも官吏となった人間がみな一定程度の文字の読み書きができたことは疑う余地もない。特に文字知識

の訓練を受け、書記としての役割をまかせられる者を「史」と称し、そのレヴェルに至らない者を「不史」と称したこと¹⁵が居延・敦煌漢簡などから明らかである。しかし、「不史」とされた者も一定程度の識字能力を持っていたようであり、¹⁶それどころか兵役で徴発されてきた一般の兵卒(戍卒)も識字能力がなければ通常業務すらこなせないしくみになっていた。居延や敦煌などの辺境の軍事基地においては、敵の侵入を烽火や旗などの信号によってリレー式に伝達したが、そのさい敵の数や緊急度に応じてどの信号をどれだけ用いるかが細かく決められていた。この取り決めを「烽火品約」と言う¹⁷が、これを覚えていなければ辺境の警備は全く機能しないのである。事実、読んでも覚えられない兵卒がいたことや、吏卒がみなこれを覚えているかチェックした記録などが散見する¹⁸。一般庶民から徴発した兵卒がある程度文字を読めることを前提に辺境の軍事機構が整えられていた以上、すでに相当下層のレヴェルまで文字が浸透していた、もしくは軍事機構を通じて文字学習が「強制」され、普及していたと理解せざるを得ない¹⁹。「士大夫階級が自分たちの特権の立場を維持していくには、漢字は誰にでも習得できるものであってはならない」とする先述の富谷氏の理解は、官僚機構・軍事機構のあり方を見る限り、少なくとも秦・漢時代には十分あてはまるものとは言えないのである²⁰。

二、伝世文献に見える秦・前漢時代の庶民の識字状況

以上のように、出土資料からは秦・漢時代の一般庶民の間かなりの程度文字知識が浸透していた様子がうかがえる。そのため、当時の識字状況に対する関心がにわかになら高まっているのであるが、ひるがえって伝世文献に見える庶民の識字能力に関する情報をあらためて検出し、吟味し直すという作業はまだ十分には行われていないようである。以下、できるだけ多くの事例を拾い上げて検討を加えてみたい。

伝世文献に記録が残っている個人は、なんらかの事績を上げて活躍した人間に限られる。したがって、平凡に一生を過ごした庶民に関する情報が残される可能性は極めて低い。庶民が伝世文献に名を残しうる可能性が高まるのは、やはり動乱の時代ということになる。特に秦の滅亡から農民出身の劉邦が皇帝となっていくまでの楚漢抗争期は、平時であれば歴史に埋没したであろう文字どおりの庶民の中から数多くの人材が現れ、活躍し、列伝などの記録に名を残した時代である。まずは彼らに関する記事から識字に関連する情報を拾い上げてみよう。

伝世文献に見える秦代の庶民としてまず想起されるのは、秦を滅亡に追い込む反乱の口火を切った陳勝と呉広である。

特に陳勝は若い頃「傭耕」をして糊口をしのいでおり、庶民のうちでも下層の出身であったことは疑いない。その彼が、呉広らとともに秦の労役に駆り出され、目的地に向かううちに大雨となって足止めを食い、期日に間に合わない（それは死刑に処されることを意味した）ことが確実となり、どうせ死ぬならと謀反を起こしたいきざつは周知のことであろう。そのさい、陳勝と呉広は秦の滅亡と陳勝による革命の成功を仲間たちに期待させるため、密かに布帛に「陳勝王（陳勝、王たらん）」と赤字で書き、それを魚の腹に入れて事情を知らない人間に発見させる、という詐術を弄した。この文字は確かに陳勝と呉広のどちらかが書いたと考えざるを得ず、「傭耕」レヴェルの下層民の中にも文字を読み書きできる人間がいたことが想定できる。ただし、書かれた文字は「陳勝王」というたった三文字に過ぎず、そのうち二文字は名前、さすがに自分の名前程度はどんな人間でも書けた可能性が高いであろうし、それ以外の一文字「王」は極めて簡単な字であるため、この一例だけで陳勝や呉広に識字能力があった、と判断するのは早計かもしれない。しかし、陳勝が若いころ、傭耕仲間「金持ちになってもお互い忘れないようにしよう」と呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるものか」と笑われたさいに吐いたとされる「燕雀、安くんぞ鴻鵠の志を知らんや」という一言や、^②いよいよ呉広や仲間たちと挙兵するさいに発したとされる「王侯将相、寧くんぞ種有

らんや²³』というような堂々たる決めゼリフは、陳勝の人並み以上の言語センス、教養の深さを伺わせる。このような人物が、識字能力を持っていなかったと想定するのはむしろ不自然な理解と言えるのではないか。

そもそも、陳勝が実際に文字を書けたか否か、あるいは後世人口に膾炙する名ゼリフを本当に吐いたかどうかは、実はさして重要なことではない。重要なのは、下層の庶民に過ぎない陳勝がそのような言動をとったことをあたかも当然のように司馬遷が『史記』に記している、という事実である。これは、『史記』を読む側もそうしたことをなんら不思議に思うはずがない、という理解の下に書かれたことを意味するのであり、少なくとも『史記』が書かれた前漢中期において、秦末の庶民がある程度の識字能力を持っていたことを当然とみなす社会的通念が形成されていたことを伺わせる。

秦末漢初の事例をもう少し拾い出してみよう。庶民から身を起こして栄達した存在の最たるものは、言うまでもなく前漢の高祖・劉邦である。農民出身の皇帝として明の太祖・朱元璋と並び称される劉邦であるが、極貧の中で辛酸を嘗めた朱元璋とは違い、劉邦の方は比較的裕福な家庭に生まれ育つたようである。その劉邦が、同年同日生まれの親友・盧紹とともに書を学んだことが『史記』巻九三盧綰列伝に見える。

高祖・盧紹、壮たるに及び、俱に書を学び、また相愛なり。

また、次のような記事も『漢書』卷一下高帝本紀下に残っている。

八年冬、……還りて趙を過ぐ。趙の相の貫高等、上の其の王（趙敖）に礼せざるを恥じ、陰謀して上を弑せんと欲す。上、宿せんと欲するに、心動く。問えらく、「貫名は何ぞや」と。曰く、「柏人なり」と。上曰く、「柏人とは、人に迫るなり」と。去りて宿さず。

趙王敖に尊大な態度をとった劉邦に報復するべく趙相貫高らが謀反を企て、それが発覚して族滅されたのは事実であるが、「柏人」（現河北省唐山県付近）で宿泊しようとして胸騒ぎを覚えた劉邦が左右に地名を確かめ、「柏人」を「人に迫る」の意ととり、不吉として宿泊を避けたエピソードはやや出来すぎの感がある²⁴。しかし、こうした逸話が事実であるかのごとく正史に記録されている点からも、劉邦が庶民出身ながら読み書きを十分こなし、仮借にも通じていたことを当然とみなす認識が漢代の社会一般に定着していたことがうかがえる。

さらに前漢創業時の庶民出身者の識字状況について見てみよう。劉邦よりもはるかに貧しい出自であったと思われるのが功臣の一人陳平である。

陳丞相平は、陽武戸牖郷の人なり。少い時、家貧しけれども讀書を好む。田三十畝有れども、独り兄の伯ととも居す。伯、常に田を耕し、縦に平を游学せしむ。平、

人と為り大にして美色なり。人、或いは陳平に謂いて曰く、「貧なれば、何をか食らいて是くの若く肥えん」と。其の嫂、平の家の生産を視ざるを嫉みて曰く、「亦た糠覈を食らうのみ。叔有れども此くの如くんば、有ること無きに如かず」と。伯、之れを聞き、其の婦を逐いて之れを弃つ。

〔史記〕卷五六陳丞相世家

陳平の貧乏はかなりの程度であつたようで、この後も陳平の婚姻に至るまで彼の貧しさを強調するエピソードが続く。元の状態が悪ければ悪いほど、後に漢の丞相にまで登り詰めた立身の華麗さが引き立つので、陳平の貧困の記述には誇張さえ感じられる。しかしともかく「家貧しけれども読書を好む」とある以上、彼が幼い時から一定の識字教育を受け、学問好きな青年であつたことは疑いなくである。

同じく漢朝建国の功臣の一人である酈食其（酈生）も、

酈生食其は、陳留高陽の人なり。読書を好む。家貧しく落魄し、以て衣食の業を為す無く、里の監門の吏と為る。

〔史記〕卷九七酈生陸賈列伝

とあるように貧困の中で「読書を好」んだことが伝えられている。酈食其は儒者であつたことが列伝中の記述で明らかであり、その「読書」が単に「読み書きができる」レベルではなかつたことは疑いない。さらにその弟・酈商も後に丞相となるなど功臣として活躍しており、貧困の中にありながら兄弟ともどもかなりの識字能力を養つていたことは明らかで

ある。

さて、漢初の混乱もようやく文帝期に入つて落ち着きを見せ始めたが、その時代の人物で注目される一人に文帝の皇后・竇氏の実弟・竇広国がいる。

竇皇后……の弟は竇広国、字は少君と曰う。少君、年四五歳の時、家貧しく、人の略売せる所と為る。其の家、其の処を知らず。十余家に伝えられ、宜陽に至り、其の主の為に山に入りて炭を作る。暮に岸下に百余人を臥せしに、岸崩れ、尽く臥する者を圧殺するも、少君独り脱するを得、死なず。自らトウに数日にして当に侯為るべし、と。其の家に従いて長安に之く。竇皇后の新たに立ち、家は觀津に在り、姓は竇氏なるを聞く。広国、去りし時、小なりと雖も、其の県名及び姓を識り、又、常に其の姉とともに桑墮を採り、用て符信と為すを、上書して自ら陳ぶ。竇皇后、之れを文帝に言う。召見し、之れに問えば、具さに其の故を言うこと、果たして是なり。又た復た他に何を以て験と為すかを問う。対して曰く、「姉、我を去りて西せる時、我とともに伝舎中に決し、沐を丐いて我を沐せしめ、食を請いて我に飯わしめ、乃ち去れり」と。是に於いて竇后、之れを持ちて泣き、泣涕横下に交わる。

〔史記〕卷四九外戚世家

幼くして「家貧し」いがために奴隷に売られ、十余家に転売されるなど辛酸を嘗めたが、姉が皇后となつたことを知り、

自身の姓名・本貫と姉との思い出を「上書して自ら陳」べ、ついに姉との再会を果たしたという感動の逸話である。しかし、ここで注目すべきは、竇広国が「自ら」「上書」したと記されている点である。「家貧し」く、家族と離れた当時ようやく本貫と自分の「姓」を認識できる程度だった彼が、姉と再会する段階では「上書」できるほどの識字能力を有していたことになる。実は彼の姉である竇皇后は「良家子」であることを理由に呂后に見出されて代王劉恒（のちの文帝）に嫁いでいるのであり、本来の竇家が「家貧」であったとは考えられない。しかし、秦末漢初の混乱期には多くの「良家」が没落の憂き目にあったことであろうから、本来は「良家」の出身である竇広国が数奇な運命に翻弄され、辛酸を嘗めたこと自体はそれほど奇異なこととは言えない。注目すべき点は、文脈を素直に追う限り、彼が本格的に読み書きを覚えたのが家族と離別する以前ではなく、奴隷として売られた後であったと理解できる点である。貧賤の身にあったこの時期に自ら進んで文字を習ったとは考えにくく、むしろ彼を所有・役使した主人の側に奴隷に文字を扱わせる必要があり、意図的に彼に読み書きを仕込んだものと考えられるが、この点については第四章であらためて検討したい。

次に、前漢中期の事例に移ろう。結果的には高官に累進したのであるが、武帝期の朱買臣の仕官前の貧困ぶりはひとときわ目を引くものがある。

朱買臣、字は翁子、呉の人なり。家貧しく、読書を好み、産業を治めず、常に薪樵を艾り、売って以て食を給す。東薪を担い、行き且つ書を誦す。其の妻も亦た負載して相い随い、数しば買臣を止め道中に歌嘔することなからしめんとす。買臣愈いよ益ます疾く歌えば、妻之れを羞じ、去らんことを求む。買臣笑いて曰く、「我、年五十にして当に富貴たるべし、今已に四十余なり。女、苦しむこと日に久しけれども、私の富貴たりて女の功に報いんことを待て」と。妻、恚怒して曰く、「公等の如きは、終に溝中に餓死するのみ、何ぞ能く富貴ならんや」と。買臣、留む能わず、即ち去るを聴す。其の後、買臣独り道中に行歌し、薪を墓間に負う。故の妻、夫家と俱に冢に上り、買臣の飢寒せるを見、呼びて之れに飯飲せしむ。

〔漢書〕卷六四上嚴朱吾丘主父嚴終王買臣伝（朱買臣伝）

薪を背負つて売り歩きつつ読書放吟するばかりで四十路を越え、あいそをつかさされて妻に離婚されただけでなく、飢え苦しむあまり元の妻とその新夫から食を恵んでもらうほどの朱買臣の貧しさは哀れな限りである。それだけに、そのような貧しい人間でも読み書きを習得する機会が得られたという社会的背景にかえて目が向く。しかしその後、上計の吏に随行する卒として長安に至った彼は、「上書」が武帝の目にとまり、前妻に放言したとおり、五十路になってから官界を累進していったのである。

他に武帝期における注目すべき人物として、卜式を忘れるわけにはいかない。牧羊で財を成した卜式は、対匈奴戦争の激化で財政難に陥った漢朝に対し「上書」して家産の半分の寄付を申し出た。武帝は使者を派遣してその真意を質したが、官になりたいのかという問いに対し、「臣、少なきより牧羊、仕宦を習わず、願わざるなり」（『史記』卷三〇平準書）と明言している。その後も卜式は寄付を続け、武帝に気に入られて郎官となつて上林苑で牧羊することになるが、そのさいも「初め、式、郎と為るを願わず」（平準書）と仕官の意志がなかったことが見て取れる。続いて河南郡の緱氏県・成皋県の県令を歴任し、成皋県では「漕を將いること最たり」（平準書）とあるように、首都長安に税糧を送る漕運で最高の成績を収めている。単なる篤志家ではなく、能吏と言つてもよいやり手であつた。その後、ついに御史大夫にまで累進した卜式であつたが、富裕な商人層からの財産の没収に猛威を振るつていた算繙・告繙という財産税に反対の意を表明し、ついに武帝から不興を買い、その翌年（元封元年、前一〇一年）、太子太傅に左遷される。『史記』にはその理由は書かれていないが、『漢書』卷五八公孫弘卜式兒寬伝（卜式伝）には、

明年（元封元年）封禪に当たるも、式、又文章を習わざれば、秩を貶せられて太子太傅と為る。
と見える。しかし、ここに見える「文章」とは何焯の注に「文物典章」と見えるように、古典に関する特別な知識と理

解すべきであり、この記事をもつて卜式に識字能力がなかったと判断してはならない。たびたびの「上書」をはじめ、成皋県令を勤めたさいの「漕を將いること最たり」という能吏ぶりからも、官吏としての役割を十分担える程度の識字能力はもともと持っていたものと理解するのが妥当であろう。²⁶

さらに前漢中期には、上述の竇広国の例に続き、奴隸も文字を操っていた証左として看過できない史料である王褒「僮約」が残されている。王褒は前一世紀中頃、宣帝に仕えた官僚・文人で、詩賦を得意とした。「僮約」はその作品の一つで、反抗的な「僮」（奴隸）であつた便了が新たに主人となつた王褒に「券（証文）に書かれていない仕事はしない」とうそぶいたところ、怒つた王褒が便了のやるべき仕事としてさまざまの量と種類の仕事を証文に書き付け、それを読み上げられた便了が泡を食つてそれまでの不遜な態度を謝罪する、という一種の笑い話である。早くから錯簡が生じ、字句や表現も難かしい難読史料であつたが、一九五〇年代に宇都宮清吉氏が巧みな校勘を施しつつその全体像を復元し、漢代豪族の莊園経営の主要な形態が奴隸労働ではなく小作労働にあつたことを鮮やかに論じたのは周知のことである。²⁷

さて、この「僮約」の中で注目しなければならないのが、
書削代贖

というわずか四字の語句である。宇都宮氏はこれを、
けずりくずができたなら、それは字を書くフダにして、

さらの木フダは使っちゃならない。

と独特な流暢さで日本語訳している。あえて書き下し文にすれば、

削(けずりくず)に書いて牘(簡牘、書写材料)に代えよ。

と読むことになる。⁽²⁹⁾「僮約」には便了のやるべき仕事として、耕地の造成・農作業・狩猟・家畜の世話・炊事・舟車の製造・市場での商売・家屋の修築などありとあらゆる作業が挙げられている。もちろん、「僮約」自体はつくり話であるが、そこに挙げられた便了の業務の内容は、前一世紀中頃の奴隷が担わされても不思議ではないものであったはずである。「僮約」のおかしみは、それらが多数の奴隷ではなく、たった一人の便了に背負い込まされたという、現実にはあり得そうもない状況設定により生じている。「僮約」が笑話として成立するためには、便了に課された膨大な仕事の一つ一つ自体は、当時の奴隷に課される業務として読者になんら奇異な感を抱かせないものでなければならぬ。⁽³⁰⁾となれば、奴隷の便了が「(ある程度以上の)文字の読み書きができる存在」であり、それが決して奴隷として例外的な能力ではなかったという前提に立たなければならぬ。そもそも奴隷に全く識字能力がないようであれば、作業内容を明らかにする証文を書くこと自体無意味な行為となるのであり、「僮約」という笑話自体成立しえないことになるのである。

したがって、便了が文字の読み書きをこなすことができ、それが当時の奴隷にとって決して特殊な能力ではなかった、ということとは認めざるを得ないことになる。もちろん、全ての奴隷が識字能力を有していたとは考えがたい。奴隷になる以前にある程度の地位・財産を有する立場にあり、一定の識字教育を受けていたために奴隷になったあとも文字を扱う業務に従事できた、というケースも考えられる。しかし一方、前述の竇広国のように奴隷に身をやつしたあとで文字を学習したとしか考えられない場合もある。奴隷が文字を身につける方法などは史料に全く記載がないので想像の域を出ないのがあるが、奴隷がなぜ文字を身につける必要があったか、という問題については、竇広国の体験と「僮約」の便了の業務内容からある程度推測が可能である。それは、両者とも商行為に関わる仕事をさせられていた、という点である。しかしこの点については第四章で検討することとし、もうしばらく識字に関わる事例を取り上げておこう。

前漢後期の事例では、累代の農民の子に生まれながら元帝期に丞相の地位までのぼりつめた匡衡の例が目を引く。

匡衡、字は稚圭、東海承の人なり。父は世々農夫たり。

衡に至りて学を好む。家貧しければ、庸作して以て資用に供す。尤も精力過ぐること人に絶す。諸儒、之れが為に語りて曰く、「詩を説く無かれ、匡、鼎に來たるべし、匡、詩を説けば、人の頤を解く」と。

〔漢書〕卷八一匡張孔馬伝（匡衡伝）
先の陳勝の事例と同じように、ここでも「庸作（備作）」
してまで学問に励む姿が注目される。また、『詩（詩経）』に
精通し、それについて語り出せば他人の「頤（おとがい）」を
解く（「あせんとさせる」あるいは「笑いを止まらなくさせ
る」の意らしい）ほどで、悪条件をものもしない匡衡の猛
烈な勉強ぶりがしのばれる。

しかし、匡衡は必ずしも才気煥発というタイプではなかつ
たらしい。匡衡の仕官以前の状況については褚少孫も記録を
残している。

丞相匡衡は、東海の人なり。読書を好み、博士に従いて
詩を受く。家貧しければ、衡備作して以て食飲に給す。
才下なれば、数々射策するも中らず、九に至れば、乃ち
丙科に中る。其の経は以て科に中らず、故に明らかに習
う。〔史記〕卷九六張丞相列伝、褚少孫補

これによれば、匡衡は「才下（才能が劣る）」なため官吏
登用試験の一種である「射策」にしばしば落第し、九回目に
やっと「丙科」（最低ランク）で及第したが、経書では落第
したため、その後ますます学問に励んだという。仕官のいき
さつについては『漢書』の記事と若干の相違があるが、とも
かく匡衡が天才的な能力の持ち主ではなく、もっぱら努力
（と人間関係の如才なさ³³）によって立身した人物であったこ
とは疑いなさそうである。貧しい境遇に生まれ、備作に頼ら

ざるをえない人間でも、やる気があれば学問で身を立てるこ
とも不可能ではなかった。それだけ文字の知識や学問の価値
が社会一般に定着していたことを示す事例ととらえるべきで
あろう。

他にも、「家貧」「微賤」「貧賤」ながら識字能力を身につ
けた、あるいは（当然識字能力を前提として）官職に就いた
ことが明らかな人物として、顔安樂（宣帝期の儒者・官僚）、
陳湯（宣・元・成帝期の官僚）、焦延寿（宣帝期の官僚で、
易学者で著名な京房の師）、王尊（宣・元・成帝期の官僚）、
朱博（元・成・哀帝期の官僚）、翟方進（成帝期の官僚）の
父翟公の例が挙げられる。彼らの「貧」「賤」の度合いは不
明である。漢代の平均的財産額はおおむね「十金（十万銭）」
であったとされるので、少なくともそれ以下の経済状態にあつ
たことは間違いないであろう³⁴。しかし、例えば顔安樂は大儒
と言ってもいい畦孟の姉の子であり、「貧」ではあっても学
問的環境は整っていたであろうし、任俠的・武断の官僚とし
て累進した朱博も若くして亭長となっている。彼らが上述し
た陳平・朱買臣・竇広国・便了などよりも恵まれた識字環境
にあったことは疑いがないと思われる。

三、伝世文献に見える新・後漢時代の庶民 の識字状況

ここでも秦末・前漢初と同様、やはり新末・後漢初の動亂期を記した史料から採り上げていこう。まず、明らかに「字の読み書きができない」人々の存在をしめす記事がある。

琅邪の人樊崇、莒に起兵し、百余人を衆め、転じて太山に入り、自ら三老と号す。……初め、崇等困窮を以て寇を為せば、攻城徇地の計無し。……言辞を以て約束を為し、文書・旌旗・部曲・号令無し。……崇、起ちて勇力し衆の宗とする所と為ると雖も、然れども書数を知らず。徐宣は故の県の獄吏にして、能く易経に通ず。遂に共に宣を推して丞相と為し、崇は御史大夫たり。

〔後漢書〕劉玄劉盆子列伝（劉盆子伝）
樊崇は言うまでもなく赤眉の乱を起こした首謀者であるが、彼が「書数を知ら」なかつたことが明記されており、また赤眉集団そのものも「文書……無し」で行動していたことがわかる。そもそも「困窮を以て寇を為」すまでに追いつめられた貧者の集団だったのであり、識字能力のない人々が大部分であったことが想像される。

しかし、もちろんそうした集団にあつても文字の読み書きができる人間は存在した。徐宣はもと県の獄吏で『易』に通じていたため赤眉集団の丞相となつた。⁽⁴⁾ 長安を制圧したのち、劉氏の末裔である劉盆子を皇帝に立て大宴会を催したさいには、

酒、未だ行かずして、其の中の一人、刀筆を出し謁と書

して賀せんと欲す。其の余の書を知らざる者、起ちて之れを請い、⁽⁵⁾ 各各屯聚し、更に相い背向す。大司農楊音、劍を按じて罵りて曰く、「諸卿皆老備なり。今日、君臣の礼を設くるも、反つて更に殺乱するは、兎戯すら尚お此くの如くならざらん。皆、格殺すべし」と。

〔後漢書〕劉盆子伝
という混乱に陥つたが、そのきっかけが赤眉集団の中の一人が筆を取りだして拜謁を請い、慶賀の文をものそうとしたことだつた点は注目に値する。赤眉のような無名の貧者の集団の中に、日常的に筆記用具を持ち歩き、必要とあらばすぐに取りだして文章を書ける人間が存在していたことになるからである。⁽⁶⁾

確かに前漢後半から徐々に儒学一尊の傾向が顕著となり、その流れが続いた新・後漢時代には、庶民でありながら、かつ貧困な状態にありながら学問に励み、官途に就いたり、学問を教授して生計を立てる人物が急増した。『後漢書』をひもとくと、「貧」な状態から学業に励んで史書に名を残すに至つた人物が以下のように多数挙がっている。煩を避けるため、要点のみ表形式で示す（出典の「列伝」と数字は『後漢書』列伝の巻数である）。

これらの人々の識字能力は全く疑いのないところであろうが、修学前の、もしくは修学後も続いた「貧」の状態がどの程度であつたかは判然としない。これらの中には、後に名族

後漢書貧者学習表

	名前	「貧困」の程度・学習状況	職業・業績	出典
1	劉茂	家貧、以筋力致養、孝行著於鄉里。及長、能習禮經、教授常數百人。	前漢末～光武期の官吏	列伝71
2	向長	好通老、易。貧無資食、好事者更饋焉、受之取足而反其余。	新～後漢初期の逸民	列伝73
3	逢萌	家貧、給事隰為亭長。……歎曰、大丈夫安能為人役哉。遂去之長安學、通春秋經。	新～後漢初期の逸民	列伝73
4	梁鴻	受業太學、家貧而尚節介、博覽無不通、而不為章句。學畢、乃牧豕於上林苑中。	後漢初期の逸民	列伝73
5	衛颯	家貧好學問、隨師無糧、常備以自給。	王莽・光武期の官吏	列伝66
6	桓榮	少學長安、習歐陽尚書、事博士九江朱普。貧窶無資（注：窶、空也）常客備以自給。	光武・明帝期の官吏	列伝27
7	孔嵩	家貧親老、乃變名姓、備為新野縣阿里街卒。……嵩在阿里、正身厲行、街中子弟皆服其訓化。	後漢初期の官吏	列伝71
8	毛義	家貧、以孝行稱……為縣令、進退必以禮。	光武・明・章帝期の官吏	列伝29
9	王充	後到京師、受業太學、……師事扶風班彪。好博覽而不守章句。家貧無書、常游洛陽市肆、閱所売書、一見輒能誦憶、遂博通衆流百家之言。	光武・明・章帝期の官吏、 『論衡』撰。	列伝39
10	黃香	香家貧、內無僕妾、躬執苦勤、尽心奉養。遂博學經典。	章・和帝期の官吏	列伝70 上
11	周磐	少游京師、學古文尚書、洪範五行、左氏伝、好禮有行、非典謨不言、諸儒宗之。居貧養母、儉薄不充。	和帝期の官吏	列伝29
12	司馬均	安貧好學、隱居教授、不応辟命。……後累遷為魯相、以德教化、百姓稱之、流人婦者八九千戶。	和帝期の官吏	列伝26
13	班超	有口弁、而涉獵書伝。……家貧、常為官傭書以供養。	和帝期の官吏、班固の弟。	列伝37
14	李充	家貧、兄弟六人同食澣衣。……服闋、立精舍講授。	和・安帝期の官吏	列伝71
15	楊震	少好學、受歐陽尚書於太常桓郁、明經博覽、無不窮究。（統漢書曰：教授二十餘年、州請召、數稱病不就。少孤貧、獨與母居、假地種植、以給供養、諸生嘗有助種藍者、震輒拔、更以距其後、鄉里稱孝也。）	和・安帝期の儒者、官吏	列伝44 統漢書
16	崔瑗	早孤、銳志好學、盡能伝其父（崔駰）業。……家貧、兄弟同居數十年、鄉邑化之。	安・順帝期の儒者、官吏。	列伝42
17	施延	少為諸生、明於五經、……家貧母老、周流傭賃。（謝承後漢書）	安・順帝期の官吏	列伝36 謝承書
18	胡広	少孤貧、親執家苦。……試以章奏、安帝以広為天下第一。	安・順帝期の官吏	列伝34
19	張楷	通嚴氏春秋、古文尚書、門徒常百人。……家貧無以為業、常乘驢車至梟壳菜、足給食者、輒還鄉里。	順帝期の儒者	列伝26
20	呉雄	以明法律、斷獄平、起自孤宦、致位司徒。雄少時家貧、喪母、嘗人所不封土者、擇葬其中。	順帝期の官吏	列伝36
21	第五訪	少孤貧、常傭耕以養兄嫂。有閑暇、則以學文。	順帝期の官吏	列伝66
22	陳寔	有志好學、坐立誦誦。……家貧、復為郡西門亭長、尋轉功曹。	順・桓・靈帝期の官吏	列伝52

23	黄憲	世貧賤、父為牛医。潁川荀淑至慎陽、遇憲於逆旅、時年十四、淑悚然異之、揖与語、移日不能去。謂憲曰、子、吾之師表也。	桓帝期の賢人	列伝43
24	徐穉	家貧、常自耕稼、非其力不食。恭儉義讓、所居服其德。	桓帝期の賢人	列伝43
25	郭泰	家世貧賤。……就成阜屈伯彦学、三年業畢、博通墳籍。……遂閉門教授、弟子以千數。	桓帝期の儒者	列伝58
26	符融	少為郡官吏、恥之、委去。後遊太学、……談辭如雲、……会有党事、亦遭禁錮。妻亡、貧無殯斂、鄉人欲為具棺服、融不肯受。	桓帝期の儒者	列伝58
27	公沙穆	家貧賤。自為兒童不好戲弄、長習韓詩、公羊春秋、尤銳思河洛推步之術。	桓帝期の官吏	列伝72下
28	劉梁	梁宗室子孫、而少孤貧、売書於市以自資。常疾世多利交、以邪曲相党、乃著破群論。……乃更大作講舍、延聚生徒數百人。	桓・靈帝期の儒者、官吏	列伝70下
29	申屠蟠	家貧、備為漆工。……遂隱居精学、博貫五經、兼明図經。	桓・靈帝期の儒者	列伝43
30	檀敷	少為諸生、家貧而志清、不受鄉里施惠。……立精舍教授、遠方至者常數百人。	桓・靈帝期の儒者、官吏	列伝57
31	孫期	少為諸生、習京氏易、古文尚書。家貧、事母至孝、牧豕於大澤中、以奉養焉。	靈帝期の儒者	列伝69上
32	侯瑾	少孤貧、依宗人居。性篤学、恒備作為資、暮還輒然柴以読書。	靈帝期の儒者	列伝70下
33	荀悦	年十二、能説春秋。家貧無書、每之人間、所見篇牘、一覽多能誦記。	獻帝期の官吏	列伝52

として名をはせる弘農華陰の楊氏（15楊震）や、漢の宗室劉氏（1劉茂、28劉梁）、荀子の子孫（33荀悦）などもある一方、代々「貧」であったというケース（23黄憲、25郭泰）もあり、その貧しさの度合いはさまざまであったろうが、総じて漢代の平均資産額「十金」をかなり下回る家計状況にあったと想定しておきたい。

そうした境遇にもかかわらず、「傭作」をしたり豚を飼ったり、さまざまな努力を重ねながら文字を習得し、やがて官途に就き、あるいは学者となる庶民が明らかに増加してきているのである。それはもちろん、官立・私立を問わない学校教育の定着・浸透があつて初めて実現できたことであつたが、それだけでは説明しきれない部分もあるように思われる。章をかえて、その点について検討してみよう。

四、庶民の識字を支えた制度的・社会的背景

前章までの検討で、秦・漢時代には我々が想像する以上に広汎に文字の知識が浸透していたことが明らかとなった。それを支えた当時の教育・学校制度については、官吏任用制度との関わりからすでに多くの論考がある。ここではその大要を確認するにとどめたい。⁴⁴

当時の子どもは、早い場合は八歳ほどで「書館」「書舎」と呼ばれた学校に入学し、「閭里書師」などと称された教師

から、まず読み書き・算数などを教わった。識字の教科書には「蒼頡篇」「凡将篇」「九就篇」などが使われ、だいたい三三〇〇文字程度を覚えさせられたようである。他に学校教育機関としては、武帝期に全国の郡国に学官が建てられ、元帝期に郡国に五経百石卒史が置かれ、平帝期に王莽の進言により郡国に学、県道邑侯国に校（経師一人を配置）、郷以下には庠・序（それぞれ孝経師一人を配置）が建てられた。これで、書館（書舎）で基本的な文字・計算を習得し、庠・序で『孝経』を中心に儒学の基礎を学び、次に県校で五経のいくつかを学び、大体初等教育を終えるという基本コースが確立した。ここから先は、「諸生」となって郡国学・太学（首都に設けられた最高学府）に進む道、郡県の「小史」に任用される道、それぞれの生業に就く道、の三つに大きくコースが分かれる。また、高位高官や家学を継承する学者の家では、自前の学校を創設したり、家庭教師を備ったりしてより早い段階から高度な教育を授けたようである。いずれにしろ、こうした教育・学校制度がおおむね前漢末の段階で完成され、後漢時代はそれがさらに充実・定着していった時代であったとみなすことができる。

ちなみに池田雄一氏の研究⁴⁵によれば、官吏として最低限必要な識字数（有用文字数）は、前漢時代がほぼ三千字程度、後漢時代が五千余字程度とされる。居延漢簡等の行政簡牘類に使用されている文字数も約三千百字程度であり、日常的政

務は大体三千字程度の知識があれば従事できたものと想像される。現代中国においても、小学校から高校までに習う第一級漢字の文字数は三、七五五字であるが、一般の出版物に使われている文字の九九・九パーセントはこれでカバーできているという。文字数だけで言えば、漢代の初等教育課程を終了すれば、それなりの政務はこなせるようになったはずである。

もちろん、知識がその段階でとどまっていたは他にぬきんでて栄達することはできないので、才能や野心のある者はさらに上の学校で勉強する必要性に迫られたのであろう。後漢に入って太学に「遊学」する事例が急増するのは、そうした社会全般にわたる文字知識の普及が背景にあるものと考えられる。

そもそも、漢代には庶民の上書を積極的に受け入れる制度が確立していた。庶民の上書そのものは前漢成立期から見える⁴⁶が、それを専門に処理する「戸曹尚書」は武帝期に置かれた⁴⁷。そのためか、上述の朱買臣やト式のように、上書をきっかけに官途に就いた例も武帝期から増え始める。宣帝期には、庶民からの上書の多くが「避諱」の禁を犯し、そのために罰せられている状況を是正せよとの詔が出されている⁴⁸。それらの史料に見える庶民（民）「人庶」「百姓」が果たしてどの程度の経済的階層に属していたのかは全くわからないが、上書は原則自筆のものでなければならず、文字の間違ひがある

と処罰の対象とされたようであり、それでも多数の上書があったと思われる以上、やはり庶民の識字能力は我々の想像以上に高かったととらえるべきであろう。その背景に主として官吏養成と儒学普及の目的から整えられた教育・学校制度があったことは疑いない。

しかし、それでは庶民はみな、官途に就くためか上書するために文字を習得したのであるか。それだけが目的ではないと思われる。睡虎地四号秦墓出土書簡を書いた黒夫と驚、陳勝や竇広国や便了、彼らが官吏になるために、あるいはいわずれ上書する機会もあろうかとわざわざ文字を習ったとは考えがたい。ましてや学問の道を志したとは到底思えない。しかし、彼らはある程度文字を操るだけの知識をどこかで獲得したのである。書館では、時に授業料を免除して子どもに字を教えたこともあったようであるが、それはあくまで例外とみなすべきであろう。社会の底辺に暮らしていたような彼らが、普通に学校に通って文字を習ったとは考えにくい。それでも彼らが文字を操ったという事実がある以上、彼らが文字を習わなければ生きていけないような社会的圧力が当時存在したものと考えざるを得ない。それでは、それはいったいどのような圧力であったのか。

あらためて振り返ると、黒夫と驚の手紙の内容は、親族・近隣の安否確認の部分を除けば、親への金品の無心と、自分たちと同様に従軍している近隣の仲間が爵を得たかどうか

(つまり敵の首を取ったかどうか)の確認に終始していた。つまり、関心が経済的な利害に集中しているのである。本稿では検討を省いたが、敦煌懸泉置出土の帛書书信二通も、内容は金品の無心そのものである⁵²⁾。竇広国は奴隸となったあとに文字を習得した。彼に文字を習わせたのは奴隸主であっただろう。その目的は何か。彼を家内奴隸として役使しようとしたならば、文字を習わせる必要性はあまりなかったであろう。実は竇広国は、十以上の奴隸主の間で転売され、最後には山の中で炭焼きをさせられている。そのさい崖の崩落事故が起き、竇広国以外の奴隸たち「百余人」が圧死した⁵³⁾。百人以上の規模で炭を焼いていたとなると、主人の自家消費用ではなく、明らかに販売目的で炭焼き業を営んでいたものと思われる。想像をたくましくすれば、販売業務も奴隸が担わされていた可能性が出てこよう。販売ともなれば、文字の読み書き・計算もできなければならぬことが容易に想像できる。竇広国が文字を習得させられたのもその目的のためではなかったか。

同様に便了も、彼が文字を扱えたからこそ商品売買を含む広範な業務を押しつけられたのであろうし、だからこそ「僮約」は笑い話になるのである。社会の底辺に置かれた奴隸たちでさえ(少なくともその一部は)文字を扱えた背景には、経済活動の広がりや浸透が生み出した逃れがたい強制性があった。春秋戦国時代以降、青銅製の武器や貨幣、漆器、陶器な

どに製造地名や製造責任者・工人名を記した例が多数見られるが、そこからは製造責任を厳しく問う市場の圧力が看取される。しかし、その文字がそもそも読めないようでは、まともな取引は望むべくもない。否応なく人々は文字を学習したことであろう。当然その結果ますます活発化する商行為に伴い、貨幣(布帛なども含む)も社会全体に浸透し、有名な戦国魏の李悝の「尽地力説」に明らかなように、農民までもが貨幣経済に巻き込まれ、現金の獲得に狂奔する状況がすでに戦国時代には現出していたのである。貧乏であろうとなかろうと、学校に通えようと通えなかつと、商売が円滑にできる程度の読み書き・計算はできなければ、農民でさえ生き抜くことができないう状況になっていたのである。

そのことを明証する根拠は、残念ながらない。しかし、それを示唆する「史料」はないわけではない。それは、誰もが知っている『老子』第八〇章である。

小国寡民。什伯の器有りて、而して用いざらしむ。民をして死を重んじ、遠くへ徙らざらしむ。舟輿有ると雖も、之れに乗る所無く、甲兵有る雖も、之れを陳らぬる所無く、人をして復た繩を結びて之れを用いらしむ。其の食を甘しとし、其の服を美とし、其の居に安んじ、其の俗を樂しみ、鄰国相い望み、鶏犬の声相い聞こゆれども、民は老死に至るまで、相い往来せず。

「老子の理想社会」「理想とする国家の姿」を描いたとされ、

人口に膾炙した章であるが、現在我々が目にできる最も古い『老子』の原本とも言える郭店楚墓竹簡『老子』(ほぼ前三〇〇年頃に書かれたものと推定される)にはこの章は見えず、前漢初期の前一六八年に埋葬された馬王堆漢墓出土のいわゆる帛書『老子』には見えている。今後も『老子』の古本と思われる資料は出土するものと期待されるが、とりあえず現在見られる資料による限り、第八〇章は前三世紀から前一六八年前までの間に誰かの手によって作成され、『老子』に組み込まれたものと考えられる。

『老子』第八〇章は、一般に牧歌的な農村生活を究極の理想とした一篇とされるが、武器・車両・船・近隣との交わりは、「あつても使わない・実行しない」ということが主張されているのに対し、文字に関しては「繩を結んで約束を表した」⁽³⁶⁾太古の時代に戻ることが主張されている。つまり、文字のみはその存在自体が否定されているのである。仮にあつても使わなければいいという事物に比べ、その存在自体が否定されているのであるから、文字に対する忌避の意識はことさらに強いと言わなければならない。戦国時代末から前漢初期にかけての老子学派の人々にとっては、文字こそが最も社会を混乱させ、世の中の平和を乱し、「道」の理想にもとるものと映つたのではなからうか。

おわりに

本稿の考察の要点は、以下のとおりの簡単なものに過ぎない。秦・漢時代には、今日我々が漠然と想像する以上に広く深く文字の知識が定着し、農民や奴隸をも含む社会の各階層に浸透していた。それは官吏養成と儒学の普及を目的とした学校教育制度の整備と拡充によるだけでなく、戦国時代以来の経済活動の隆盛によってもたらされたものでもあった、ということである。

しかし、その後の中国社会においても同じような識字状況が続いたわけではないようである。魏晋南北朝時代には、高位高官でも「不識書」などと記されている人物が史料に散見する。遊牧騎馬民族の南下に伴う社会の激動もたらした現象であろうが、当然この時代の庶民の識字能力は漢代以前に比べて低下したであろう。識字能力は、単純に時代をさかのばれば低く、時代を下れば高くなるというものではないようである。中国史上の各時代において、庶民の識字状況がどのようであったかを探ることは、今後中国史研究の重要な課題の一つになるであろう。

近年、柿沼陽平氏は、従来の歴史学的手法や枠組みを超えた「交換史観」という概念を提示し、戦国・秦・漢時代の全体像をその概念を通してとらえ直す意志を表明した⁽²⁾。氏の大

胆な決意表明に、筆者も大いに賛同したい。思うに、氏は戦国・秦・漢時代にとどまらず、中国史全体、ひいては人類史全体を「交換史観」でとらえ直そうと企図しているようである。もしそうであれば、これまた諸手を挙げて賛同したい。確かに人類とは、まさしく「交換」する生き物である。あらゆるものごとを「交換」することによって人類は文明を築き上げてきた。しかし、いまその文明の行く末がさまざまな局面で限界や曲がり角に直面している。筆者も、人類を人類たらしめている「交換」のあり方と意味を根源的に問い直す作業は、歴史学のみならずあらゆる学問研究に求められている、それこそ人類史的課題であると認識するに至った。

その上で筆者は、「交換」されるものとして貨幣や商品と同様、いやそれ以上に、文字の重要性を主張したい。不特定多数の、遠く離れた（口頭では情報が伝えられない）他人との間で価値や意思や思想を「交換」できる道具は、文字以外ないからであり、本稿で見たように、それは貨幣や商品と連動して社会に広まり、文明を形作ってきたものだからである。

注

(1) 松崎つね子「中国文明の継承性に果した文字の役割―官僚制と関連して―」（『駿台史学』一一一、二〇〇一年）、池田雄一「漢代における官吏の識字―有用文字について―」（同『中国古代の聚落と地方行政』汲古書院、二〇〇二年、第九章、高村武幸「漢代地方少吏の任用と文字の知識について」（『東方学』一一一、二〇〇〇

六年。のち「漢代の官吏任用と文字の知識」として同『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、二〇〇八年所収、呂静「中国古代漢字世界の拡大——以秦漢識字啓蒙教材の出現と識字普及的考察を中心」（『伝統中国研究集刊』二、二〇〇六年）、エノリギレ「古代の識字能力を如何に判定するのか——漢代行政文書の事例研究——」（『漢字文化三千年』国際シンポジウム報告書、二〇〇八年）、宮宅潔「秦漢時代の文字と識字——竹簡・木簡からみた」（富谷至編『漢字の中国文化』昭和堂、二〇〇九年所収）など。

(2) 富谷至編『漢字の中国文化』（昭和堂、二〇〇九年）の「緒言」（ii—iii頁）。

(3) 富谷氏は別稿でも「すべての者が、識字能力があるわけではない。役人の中でも下級役人は文字の読めない者も含んでいる。さらに一般民衆においては一層識字能力が低い、もしくは皆無であること、容易に想像される」（富谷至『文書行政の漢帝国』名古屋大学出版会、二〇一〇年、一〇八頁）とする。また柿沼陽平氏も「当時の人口の多くは無文字社会に属し、その中で農耕を営んでいた」（同『中国古代貨幣経済史研究』汲古書院、二〇一一年、一二六頁）と断じている。

(4) ルイ・ジャン・カルヴェは「楔形文字がごく一部の階級から外に出なかったのは、読み書きが複雑だということもあるだろうが、同時に文字の持つ権力を独占しようという意図の現れと見ることもできる」（中略）；重要なのは、楔形文字や象形文字といった発生期の文字が習得に多大な時間を要するということは、習得すれば特権が手中にできるということであり、さらには文字そのものが特定の階級だけに所属するものであるという事である。同時に、文字の権力を握っているものはその独占に努めこそすれ、簡略化による文字の民主化や、教育による普及は思いもつかなかつたに違いないと考えられるのである」と述べている。同氏著『文

字の世界史』（矢島文夫監訳、会津洋・前島和也訳、河出書房新社、一九九八年）二三八—二三九頁。

(5) 大原信一「中国の識字問題（その一）」（『同志社外国文学研究』五八、一九九〇年）。なお、ユネスコの二〇〇七年の統計によると、中国の現在の識字率は一五歳以上男性の九六・五％、同女性九〇・〇％、男女平均九三・三％になるという（総務省統計局刊行『世界の統計 2010』第一章「教育・文化」参照）。

(6) 胡平生・李天虹氏は「這是我国目前發現的最早的兩封家信实物」としている。同『長江流域出土簡牘与研究』（湖北教育出版社、二〇〇四年）二六八頁参照。

(7) これら二枚の書信の邦訳は、初山明『秦の始皇帝——多元世界の統一者』（白帝社、一九九四年）、平勢隆郎・尾形勇『中華文明の誕生』（中央公論社『世界の歴史』二、一九九八年）、佐藤武敏『中国古代書簡集』（講談社学術文庫、二〇〇六年）、藤田勝久『中国古代国家と社会システム』（汲古書院、二〇〇九年）に部分訳が、鶴間和幸『秦の始皇帝——伝説と史実のはざま』（吉川弘文館、二〇〇一年）に全訳が見える。

(8) 初山明氏は「母操夏衣来」の部分をも「母操夏衣来」とみなし「夏服をもってくる必要はありません」と前に手紙に書いたとしている。前掲注7初山著書一〇九頁。

(9) 彼らの故郷の安陸（現湖北省雲夢）はかつて楚の領域であったが、すでに前二七八年に秦の南郡の治下に入っていた。

(10) 居延漢簡にも文末に「急」「急急」を結語として置いた簡牘がいくつか見えるが、富谷至氏は文書の書き止めの慣用句の一つであり、速達便の意味ではないとする（前掲注3富谷著書、一七九頁—一八〇頁）。しかし、ここに見える「急急急」は行政文書に見える慣用句と異なり、より切迫した状況を示す素直な表現のように思われる。

(11) 黄盛璋「雲夢秦墓出土的兩封家信与歷史地理問題」、『文物』一九八〇—八、のち同氏『歷史地理論集』人民出版社、一九八二年所収。参照。

(12) 『雲夢睡虎地秦墓』では「中小地主階層」としている。《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一年、七〇頁。

(13) 前掲注11黄論文参照。

(14) 敦煌懸泉置で出土した前漢後半期から後漢初期にかけてのものと思われる漢代の書信(帛書)二通のうち、「元致子方書」と呼ばれるものは、末尾に「自書、所願市事、幸留意、留意毋忽、異於它人」と明らかに本文とは筆跡の異なる一文があり、これが発信者の「元」の自筆の文であり、本文は代筆されたものと思われる(甘肅省文物考古研究所「敦煌懸泉漢簡積文選」、『文物』二〇〇—五、胡平生・張德芳編撰『敦煌懸泉漢簡積粹』上海古籍出版社、二〇〇一年、前掲注7藤田著書四五七頁参照)。代筆されたとおぼしき書信の実例がこれしかないので推測の域を出ないが、仮に代筆の私信の末尾に自筆の一文を加える書式が一般化していたとするならば、睡虎地四号秦墓の木牘はその書式を踏襲していないので全文自筆の可能性が高いということになろう。なお、敦煌懸泉置出土の二通に加え、出土した私信は他に安徽省天長市出土の木牘(安徽省文物考古研究所・天長県文物管理所「安徽天長県三角Z戦国西漢墓出土文物」、『文物』一九九三—九、楊以平・喬国荣「天長西漢木牘述略」、『簡帛研究』二〇〇六、広西師範大学出版社、二〇〇八年、天長市文物管理所・天長市博物館「安徽天長西漢墓発掘簡報」、『文物』二〇〇六—一、山田勝芳「前漢武帝代の地域社会と女性徭役」安徽省天長市安樂鎮十九号漢墓木牘から考える。『集刊東洋学』九七、二〇〇七年)、湖南省長沙市出土の木牘(長沙簡牘博物館・長沙市文物考古研究所聯合発掘組「二〇〇

三年長沙走馬楼西漢簡牘重大考古発見」、『出土文獻研究』七輯、二〇〇五年)がある。そのどれもが金銭・物品の授受や無心を主題とするものである点是非常に興味深い、いずれも庶民が書いたものとは思われないので本稿の考察の対象からは除く。

(15) 前掲注1松崎論文参照。

(16) 前掲注1高村・ギール・宮宅論文参照。

(17) 前掲注1宮宅論文は「史の資格がないからといって文字が全く書けなかったわけでもない。燧長は成卒を直接指揮する者であるが、あくまで一人の官吏として、文書作成にも当たらねばならなかった。:(中略):従ってたとえ「不史」であったとしても、燧長は文書行政に与り得るだけの文字知識を備えていたはずである。:(中略):居延・敦煌漢簡を見る限り、「不能書」と評価されている役人は一人もおらず、:(中略):「能書」とは文書処理のための最低限の能力を備えていることであり、それに対して「史」はそれよりも高度な、あるいは次元を異にする文字知識を備えた者に許された資格なのであろう」としている。

(18) 前掲注1高村・宮宅論文参照。

(19) 邢義田氏はこのように兵役に就いている間に識字能力を身につけることを「軍中教育」と呼んでいる(邢義田「漢代辺塞吏卒の軍中教育」読《居延新簡》札記之三三、「簡帛研究」二、一九九六年参照)。またエノ・ギール氏は、そうした形で文字を覚えた兵卒が兵役を終えて村落に帰ったのち、民衆に文字を広める役割を果たしたものと推測している。前掲注1ギール論文参照。

(20) その他の出土資料に関しては、前掲注1松崎論文が青銅器・陶器・漆器等に残された銘記・刻印・烙印や、始皇帝陵西南の刑徒墓で発見された板瓦や筒瓦に刻された墓誌も「当時の庶民の識字の様相の一端を知る材料になる」としている。

(21) 『史記』卷四八陳涉世家冒頭に「陳涉少時、嘗与人傭耕」と見え

る。

(22) 「輟耕之龔上、悵悵久之、曰、苟富貴、無相忘。庸者笑而応曰、若為庸耕、何富貴也。陳涉太息曰、嗟乎、燕雀安知鴻鵠之志哉。」

〔史記〕陳勝世家

(23) 『史記』陳勝世家。

(24) 『史記』卷八高祖本紀では「高祖之東垣、過柏人、趙相貫高等謀弑高祖、高祖心動、因不留。」とするのみで、劉邦が「柏人」を「人に迫る」の意ととったくだりは記されていない。

(25) 受命の帝王の報天儀礼とされる封禪については実は不明なことだらけで、当時の学者の諸説も紛々であった〔史記〕卷二八封禪書、『漢書』卷二五上郊祀志上。司馬遷の父司馬談が封禪への参加を許されず、憤死したエピソードは有名である〔史記〕卷一三〇太史公自序、『漢書』卷六二司馬遷伝)が、これも封禪の実施方法に対する学者間の意見の違いが関係しているようである(佐藤武敏『司馬遷の研究』汲古書院、一九九七年、第二章「司馬談と歴史」など)。牧民あがりの卜式がそうした思想的・宗教的難問に関わる知識を持っていたとは到底思われず、彼を左遷する口実としてほうってつけのものであっただろう。

(26) 卜式という人物そのものの重要性については、拙著『中国古代の社会と黄河』(早稲田大学出版部、二〇〇九年)第三部補論「卜式再考―漢代の一牧羊業者の実像を求めて」を参照。

(27) 『漢書』卷六四下に王褒の伝がある。また、同卷三〇芸文志には彼の賦が十六編あったと記録されているが、その佚文のほとんどを一九世紀初めに嚴可均が『全漢文』に収録している。

(28) 宇都宮清吉「僮約研究」(同「漢代社会経済史研究」弘文堂、一九五五年)。

(29) 「僮約」のテキストは確定されたとは言えない状況にある。一般には「初学記」(八世紀前半成立)・「古文苑」(一二世紀成立)に

収載されたもの(全七八〇余字)をテキストとする場合が多く、宇都宮氏もそれを使っている。しかし、楊生民「『僮約』新探」(『中国史研究』一九八六―三)は、『初学記』・「古文苑」版「僮約」を後世の筆が入ったものとして斥け、『芸文類聚』(六二四年成立)所収の「僮約」(全四三〇余字)をより真正のテキストに近いものとしている。ここで問題となるのは、『芸文類聚』版「僮約」には「書削代牘」の四字が見えないことである。もし楊氏の説が正しいとすると、「書削代牘」も後世の竄入ということになり、漢代の状況を示す史料とは見なせなくなる可能性が生じてくる。

しかし、楊氏の考証には問題もある。特に漢代の書信の形式を例にとり、自筆文中の自称は本名を名乗る(司馬遷が「報任安書」で自分のことを「遷」、揚雄が「答劉歆書」で「雄」と称しているように)のが通例で、『芸文類聚』版「僮約」では王褒の自称が「蜀郡王褒」となっていて漢代の通例に合致しているが、『初学記』・「古文苑」版「僮約」は「蜀郡王子淵(子淵は字)となっており、漢代の通例に合わない、という主張は、「僮約」が不特定多数の読者に読まれることを想定した戯文であり、王褒が自分自身を登場人物の一人として描く点を考えれば、書信と同列に扱うこと自体に問題があると思われる。例えば、揚雄は自著「解嘲」中で自身を「揚子」と称し、諱を使っていない(『漢書』卷八七下揚雄伝下)。

また、楊生民氏は『芸文類聚』の成立の古さをもつて原本に近い「僮約」を取めている根拠としているが、『芸文類聚』成立より前に書かれた『顔氏家訓』(六世紀末成立)書証篇には明確に「王褒童約曰、書削代牘」とあり、またすでに宇都宮氏の考証にあるように『文心雕龍』(六世紀初成立)卷五書記二五で劉勰が「古有鉄券、以堅信誓、王褒髡奴、則券之楮」と「券」(証文)の Handbook として「王褒髡奴」を挙げているが、「髡奴」の字句を含む券は「初学記」・「古文苑」版「僮約」以外、少なくとも現存する文献には

見あたらない。「芸文類聚」版「僮約」には「髻奴」の字句は見えない。このように「書削代牘」「髻奴」という字句を含む『初学記』・「古文苑」版「僮約」と同種とおぼしき「僮約」が六世紀には広く通用していた以上、そのあとに編纂された「芸文類聚」の「僮約」を真正のテキストと断定することには躊躇をおぼえる。以上の検討をふまえ、本稿では「書削代牘」が本来の「僮約」テキストにあつたものとみなしておくが、「僮約」の定本をめぐる議論が未解決の問題として残されていること自体は否定できない。

- (30) 同時に、宇都宮氏が「ドレイ便了」が、証文の作製を要求した発言権は、明らかに法論理的根拠がある。また、かれが作製された証文を読み聞かされたのは、この法論理から出てくる。法習慣にもとづいて、「署名するために必要な、前提条件を充足させたための行為」であつたことが理解される。そして、もし当時、このような法論理と、それに根ざす法習慣が、一般に行われていなかったとすると、ドレイ便了の発言の論理的根拠は、全く失われ、従つて、僮約のオカシサを構成している、大事な要素の一つである、便了のステゼリフ「やらせようつてこた、みんな証文に書いておきなされー」という一句は、何の意味もない間のぬけたものになる。……(中略)……僮約のオカシサは、「形式論理の展開に関するかぎり、当時の社会の何人もが承認し得る、少しのユルミもハタンもないものである。」にもかかわらず、それによって構成される、証文上の事実は、かえつて「人をロウバイさせるような、不合理と不都合とが生まれる」点にある」(前掲注28宇都宮著書、三四四頁)と主張した奴隷売買における契約文書作成という商慣行の存在も我々は認めなければならない。
- (31) 『漢書』匡衡伝では「衡、射策甲科、上不応令除為太常掌故」となっている。つまり、射策は「甲科」(上位の成績)であつたが「令に応じていなかった」ために本来は乙科・丙科合格者が除せら

れる「掌故」にされた、という。「不应令」の意味がよくつかめないが、あまりかんばしい成績ではなかった、ということとは確かかなようである。

- (32) 小竹武夫訳注「漢書」下巻(筑摩書房、一九七九年、ちくま文庫「漢書」7列伝IV、一九九八年)は、匡衡ら巻八一に立伝された人物の共通点として「いずれも儒をもつて丞相となり、しかも俵うた」ことを注で特記している。
- (33) 『漢書』巻八八儒林伝(顔安樂伝)に「顔安樂、字公孫、魯国薛人。眭孟姉子也。家貧、為学精力、官至齐郡太守丞、後为仇家所殺。」とある。
- (34) 『漢書』巻七〇傅常鄭甘陳段伝(陳湯伝)に「陳湯字子公、山陽瑕丘人也。少好書、博達善属文。家貧、句言無節、不為州里所称。」とある。
- (35) 『漢書』巻七五眭兩夏侯京翼李伝(京房伝)に「京房字君明、東郡頓丘人也。治易、事梁人焦延寿。延寿字贛。贛貧賤、以好学得幸梁王、王共其資用、令極意学。」とある。
- (36) 『漢書』巻七六趙尹韓兩王伝(王尊伝)に「王尊字子贛、涿郡高陽人也。少孤、婦諸父、使牧羊沢中。尊窃学問、能史書。」とある。
- (37) 『漢書』巻八三薛宣朱博伝(朱博伝)に「朱博字子元、杜陵人也。家貧、少時給事县為亭長。」とある。
- (38) 『漢書』巻五四翟方進伝に「翟方進字子威、汝南上蔡人也。家世微賤、至方進父翟公、好学、為郡文学。」とある。
- (39) 大柳敦弘「漢代の「中家の産」に関する一考察」(『史学雑誌』九四一七、一九八五)。
- (40) しかし、前漢末の大儒揚雄について「家産不過十金、乏無僮石之儲」(『漢書』巻五七七揚雄伝上)という記事があるように十金の家産も学問で身を立てようとした場合には十分なものではなかったようである。

(41) 『後漢書』劉玄劉盆子伝（劉玄伝）に赤眉が更始帝（劉玄）に降伏を促す書簡を發したことが見える。それはこの徐宣などが書いたものである。

(42) ここに唐・李賢は「請其書已名也」と注している。皆が拜謁の文に自分の名を記してもらおうと争ったことになる。

(43) 阿辻哲次『漢字の社会史—漢洋文明を支えた文字の三千年』（P. H. P. 新書、一九九九年、九七頁〜九八頁）。

(44) 以下、秦・漢時代の教育制度の大意については、東晋次「儒学の普及と知識階層の形成」（同氏『後漢時代の政治と社会』名古屋大学出版会、一九九五年、第三章）を参照。

(45) 前掲注1池田論文。

(46) 「上（高祖）罷布軍婦、民道遽行上書、言相国賊璽買民田宅数千万」（『史記』卷五三蕭相国世家）と、初代丞相の蕭何が民の田宅を買い占めていることを告発する上書がなされている。

(47) 『後漢書』卷一上光武帝紀上更始二年（二四年）の「更始亦遣尚書僕射謝躬討郎」の李賢注に「漢官儀曰、尚書四員、武帝置。……戸曹尚書、主人庶上書事。」とある。

(48) 「聞古天子之名、難知而易諱也。今百姓多上書觸諱以犯罪者、朕甚憐之。其更諱詢。諸觸諱在令前者、赦之。」（『漢書』卷八宣帝紀、元康二年条）

(49) 『漢書』卷三六楚元王伝（劉向伝）に、劉向が宦官の弘恭・石顯を失脚させる目的で、親戚を使って二人の悪政に伴う変事を上書したところ、「教令人言變事、誣罔不道」に坐して庶民に落とされ、同様に「使子上書」した蕭望之は自殺に追い込まれた状況が見える。睡虎地秦簡の内史雜律（一八八簡）には「有事請也、必以書、母口請、母（羈）請。」とあり、申請は必ず本人が書面で行うべきことが規定されており、この規定がやがて上書一般にも適用されるようになったのかもしれない。しかし、彼らほどの大儒・

高官がこうした規定を無視して安易に他人に上書を請託したとは考えにくい。なんらかの特殊事情があったか、あるいは規定自体がすでに形骸化し、請託による上書でも処罰されないケースが一般化しており、劉向・蕭望之はその状況に油断してしまったという可能性も考えられる。

(50) 『漢書』卷三〇芸文志に蕭何が定めた「草律」の一部として「吏民上書、字或不正、輒舉劾。」という条が見える。

(51) 『三國志』魏書卷一 邴原伝引原別伝に、十一歳で父を失い、家も貧しかった邴原が、隣の書舎を通り過ぎるさいに泣いていると、書舎の教師が同情して勉強を勧め、邴原がお金がないと答えると、「童子苟有志、我徒相教、不求資也」と言い、文字を教えたことが見える。

(52) 前掲注14参照。

(53) 「伝十余家、至宜陽、為其主人山作炭、暮臥岸下百余人、岸崩、尽压殺臥者、少君独得脱、不死。」（『史記』卷四九外戚世家）

(54) 江村治樹『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』（汲古書院、二〇〇〇年）、同『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と展開』（汲古書院、二〇一一年）。

(55) 「尽地力説」は『漢書』卷二四上食貨志上に見える。また同志上には、前漢文帝期の鼂錯の言として、貨幣経済と税の銭納制度に苦しみられる農民の窮状が詳述されている。

(56) 福永光司『老子』（朝日選書、一九九七年、四五二頁）など。

(57) 浅野裕一『古代中国の文明観—儒家・墨家・道家の論争—』（岩波新書、二〇〇五年、一七六頁）など。

(58) しかし、池田知久氏は同じ郭店楚墓竹簡に見える『窮達以時』の思想内容から、同楚墓の下葬年代を前二六五年前後から前二五五年より少し後までとみなしている。同『郭店楚簡老子の新研究』（汲古書院、二〇一一年）参照。

(59) 池田知久『老子』（馬王堆出土文獻訳注叢書、東方書店、二〇〇六年）など参照。

(60) 『易』繫辭伝下に「上古結繩而治、後世聖人易之以書契。百官以治。」とある。繩の結び目で契約や情報伝達を行うという方法は南米インカ文明のキープを想起させるが、古代中国でそうした方法が実際に行われていたという確証はない。

(61) 「石勒不知書、使人讀漢書。」（『世說新語』識鑒第七）、「沈慶之手不知書、眼不識字、上逼令作詩、慶之曰、臣不知書、請口授師伯。」（『宋書』卷七七沈慶之伝）、「敬兒始不識書、晚既為方伯、乃習學讀孝經、論語。」（『南齊書』卷二五張敬兒伝）、「（王）敬則曰、臣若知書、不過作尚書都令史耳、那得今日。敬則雖不大識書、而性甚警黠、臨州郡、令省事說辭、下教判決、皆不失理。」（同卷二六王敬則伝）など。

(62) 前掲注1柿沼著書。

(63) もちろん筆者は、いわゆる「無文字文化」の存在も、その価値も否定するつもりは毛頭ない。それどころか、今日の行き詰まった文明の方向の転換を模索する上で重要な意味をもつものとして注目している。そう考えるようになったきっかけの一つは、『ピダハン』「言語本能」を超える文化と世界観（D. L. エヴェレッツト著、屋代通子訳、みずす書房、二〇一二年）に接したことである。文字はもちろん、数の概念も色の概念もなく、神の概念すら持たない「ピダハン」という人々が、今日のアマゾン川流域に実在していることを知り、大いに衝撃を受けた。これまで空想の産物とばかり思っていた『老子』の「小国寡民」のような社会が、現実存在しているのである。中国社会も（そして我々の社会も）、今とは異なった文明の方向に進めた可能性はあったのではないか、あるいは今からでもそれは可能なのではないか。少なくとも、歴史を不可避な道程ではなかったものとして問い直す姿勢は、歴史

学において特に必要な態度ではないかと思われる。

本稿は、二〇二二年度早稲田大学特定課題研究費（中国古代の庶民の識字状況について）課題番号2022B-988）の交付を受けた研究成果の一部である。

（本学高等学院教諭）